

薬食化発第1225001号
平成19年12月25日

各 { 都道府県 }
 { 保健所設置市 } 衛生主管部（局）長 殿
 { 特別区 }

厚生労働省医薬食品局審査管理課
化学物質安全対策室長

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正について

学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行に伴い、別添のとおり、平成19年12月25日付で学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令が公布されたところです。

当該省令第5条により、毒物及び劇物取締法施行規則第6条、附則第2項の一部が改正され、本年12月26日より施行されるので、御了知願います。